

議案第 1 2 6 号

前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正について

令和 8 年 9 月 1 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

前橋市福祉医療費の支給に関する条例（平成 6 年前橋市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 項を次のように改める。

1 0 この条例において「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。次項において「公的個人認証法」という。）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。

第 2 条に次の 3 項を加える。

1 1 この条例において「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」とは、公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。

1 2 この条例において「移動端末設備」とは、電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備をいう。

1 3 この条例において「情報提供等記録開示システム」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）附則第 6 条第 3 項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。

第 6 条前段中「個人番号カードを用いて情報通信の技術を利用する」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書を送信する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 受給資格者は、前項の規定による受給資格認定に関する情報の提供を行うことができない場合は、移動端末設備を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した受給資格認定に関する情報を提示する方法によることができる。

第 7 条第 2 項中「県内の保険医療機関等」を「保険医療機関等（群馬県の区域以外の区域に所在する保険医療機関等にあつては、この項の規定による請求について、あらかじめ市長との合意が成立している場合に限る。）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定及び次項の規定は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第2項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。